

港区立東町小学校施設整備計画策定支援業務に係る
プロポーザル第二次審査要領

令和7年12月
港 区

1 基本事項

本件の主な業務内容は、東町小学校の施設整備計画の策定支援業務を行うことです。

2 第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)について

(1) 実施日時

令和8年3月下旬

(2) 実施場所

港区指定場所

(3) 選考委員会

港区立東町小学校施設整備計画策定支援業務委託事業候補者選考委員会

(4) 留意事項

出席者は担当する総括責任者、意匠担当主任技術者等3名以内です。説明者及び質疑応答者は総括責任者または意匠担当主任技術者とします。

(5) 実施方法

総括責任者による技術提案内容の説明を、15分以内でプレゼンテーションして

いただき、審査委員による20分程度のヒアリングを行います。プレゼンテーションとヒアリングを合計して35分以内とします。(説明が不足している場合や、質問時間が不足している場合でも、時間延長はできません。)

(6) その他

ア パネルや建築模型等を用いての説明はできません。

イ ヒアリングは、提出された技術提案書（第一次審査書類）のほか、学校教育や計画書等に基づき行います。

ウ スクリーンを用いての説明はできません。

エ ヒアリング審査における選考委員への質問は一切受付いたしません。

オ ヒアリング終了後、ヒアリング評価と合わせて技術提案書についての審査を行います。

3 契約関係

(1) 本件は、港区立東町小学校施設整備計画策定支援業務委託事業候補者選考委員会において選考された事業候補者を、当該業務に係る随意契約の相手方の候補者とするものです。港区業者選定委員会要項（昭和43年7月29日43港総財第491号）の規定に基づき港区業者選定委員会の審議を経た後、事業候補者と契約金額について見積合せを行います。

(2) 契約金額は、参考事業規模を目安とします。

(3) 契約締結までに指名停止処分を受けた場合、または受託者の責により契約の相手方としての資格を欠くことになった場合は、契約を締結しないこととし、この場合、区は一切の損害賠償の責を負いません。